

消費者教育研究校報告書

愛知県立春日台特別支援学校 山本 望

1 はじめに

本校は、春日井市東部に位置する知的障害のある幼児児童生徒が通う特別支援学校である。幼稚部から高等部まで設置され、通学生だけでなく、愛知県医療療育総合センター中央病院に入院する小・中学生を含む316名（令和4年4月現在）の幼児児童生徒が在籍している。教育目標として、「一人一人の能力・特性に応じた教育を進め、家庭や社会の成員として生活できる人間を育成する」ことを掲げ、個の障害特性に応じた指導や支援を行っている。

高等部3年生A類型20名（本校は、A～D類型の類型別指導を実施。A類型は高等学校に準ずる教育を施し、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。）の生徒に対して、消費者教育を実践した。

令和4年4月1日の民法改正により成人年齢が引き下げられ、多くの生徒が在学中に18歳を迎え、成人となる。社会経験の少ない生徒たちが、生活をより豊かにする消費者教育の正しい知識を得ることで、自己決定の幅が広がり、たくましく柔軟にトラブルに対応できる力の育成を目指して、実践に取り組んだ。

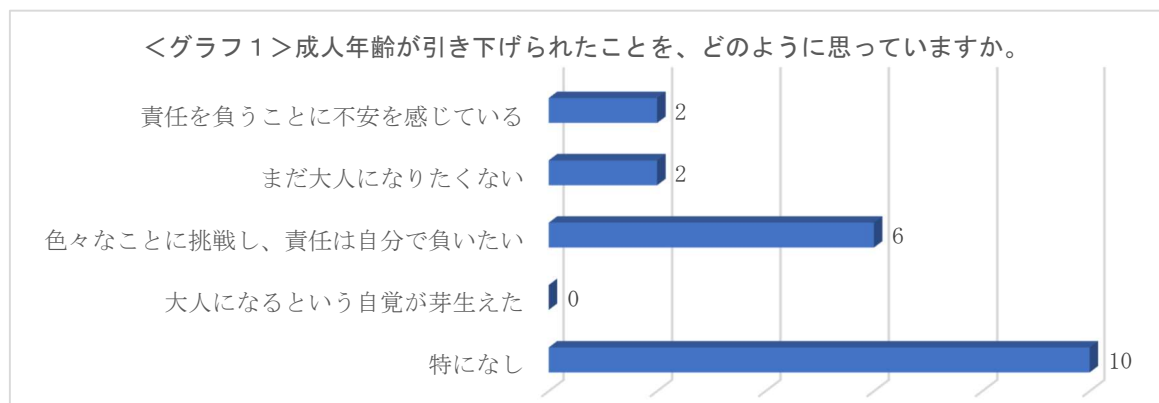
2 ねらい

- (1) 自分や家族の消費生活を知り、消費者としての自覚をもつ。
- (2) 消費トラブルの加害、被害者にならないための正しい知識や回避方法を理解する。
- (3) 選択して購入するエシカル消費の意義について理解し、自分の消費生活に取り入れようとする。

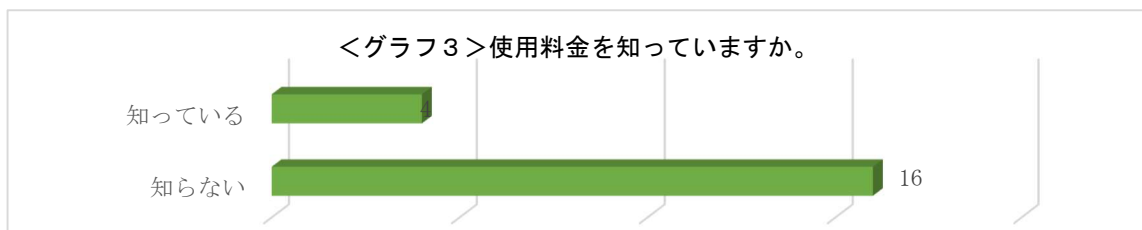
3 生徒の実態及び課題の把握

高等部3年生の生徒は、高機能自閉症、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害、学習障害などの知的障害を併せ有し、発達年齢としては小学校中学年から中学校2年生程度の指示理解がある生徒が在籍している。

グラフ1は消費者教育を実施する前に行ったアンケート結果である。成人年齢が引き下げられたことに対する回答（令和4年9月実施）では、半数の生徒が「特になし」と回答し、成人年齢の引き下げに対して興味関心を抱いておらず、在籍中に成人を迎えることを自覚していないことが分かる。全体の2割の生徒については、成人を迎えることへの不安感等を感じていることが分かった。

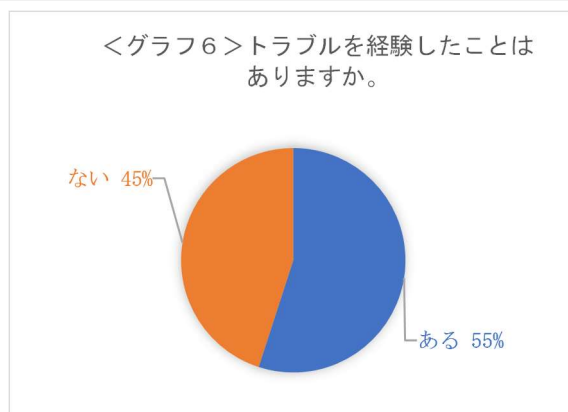
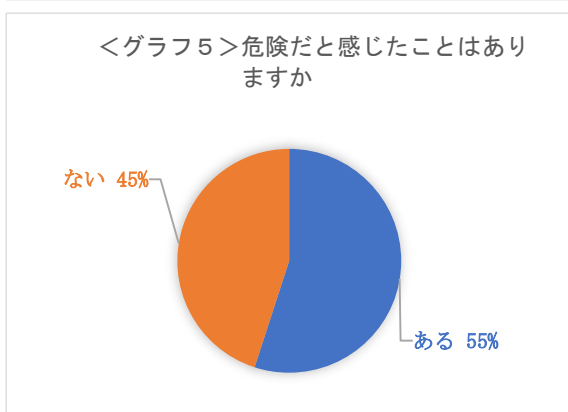
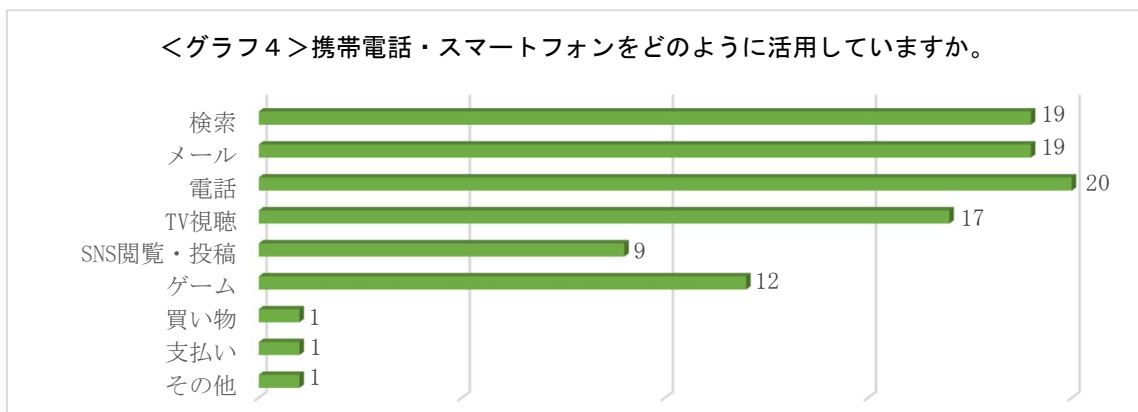


これまでの生徒との会話から、生徒にとっての身近な消費行動は、携帯電話の使用であると考え、携帯電話の保持や使用料金についての調査を行った。その結果、全員がスマートフォン・携帯電話を保持している一方で、使用料金については把握していない生徒がほとんどであった（グラフ2、グラフ3）。



また、携帯電話の活用目的について、「電話」の使用目的が最も多く、全員が回答している。次いで、「メール」、「検索」となった（グラフ4）。こうした普段、何気なく使用している便利なスマートフォン・携帯電話であるが、実際の使用に伴って危険を感じたことがあるか質問すると、半数以上の生徒が「危険を感じたことがある」と回答した（グラフ5）。また、何らかのトラブルを経験したことがあるか質問すると、全体の4割の生徒がトラブルも経験していることが分かった（グラフ6）。

以上の結果から、基本契約料金や使用料金などの目に見えない消費行動についての知識を深める必要性和、生徒にとって身近にある携帯電話の消費者トラブルの可能性が危惧されることから、危険を回避する力と、対応する力の育成を軸に授業を実践する必要性を感じた。



(1) 授業計画

単元名	題材	時間
私たちの消費生活	<ul style="list-style-type: none"> ・おとなの条件 ・ひとりのできる契約の楽しさと怖さ ・支払いの仕組み ・収入を得ること ・悪質商法について ・困ったときには 	1時間 1時間 1時間 1時間 1時間 1時間
消費者トラブルに遭わないために	<ul style="list-style-type: none"> ・事前学習 ・外部講師による実践的授業 「消費者トラブルに遭わないために」 ・事後学習 	2時間 2時間 1時間
エシカル消費を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費とは ・環境にやさしい商品の選択 ・人・社会にやさしい商品の選択 ・地域にやさしい商品の選択 ・自分にできる商品の選択 	2時間 2時間 2時間 2時間 2時間

※エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。(消費者庁)

(2) 取組の様子

消費者教育を進めるにあたり、消費生活、消費行動とは何かを理解するための知識を深める必要があった。そこで、教科書「新編 新しい技術・家庭 家庭分野」(東京書籍)を使用し、基礎学習を実施した。また、図1の補助教材「18歳成人に向けて おとなドリル」(教育図書)を使用し、成人年齢が引き下げられたことによって、どのような責任が生じるのか、どのような権利があるのかなど、成人を迎える心構えができるよう学習を深めた。



図1 補助教材

事前・事後学習には、生徒用タブレット端末を使用し、学習ツールとしてロイロノート(クラウド型授業支援アプリ)による授業実践を行った。図2、図3のように、ロイロノートで学習したことをまとめた後は、自分の意見をまとめ、発表することを基本とした。

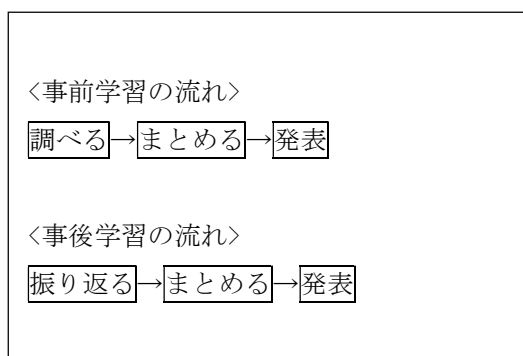


図2 事前・事後学習の内容



図3 発表の様子

また、外部講師による実践的授業においては、本校の卒業生による加害、被害者になった消費者トラブルをきっかけに、「消費者トラブルに遭わないために」をテーマに講義を依頼した。実際に消費者相談窓口での相談内容を事例として、消費者トラブルの実際とロールプレイング形式での実践授業を実施した。図4は、ロールプレイングを通して、キャッチセールスの勧誘の手口や断り方について理解を深めている様子である。



図4 実践的授業での様子（ロールプレイング）

「エシカル消費」の単位では、対象となる生徒全員が初めて耳にする言葉であり、社会や地域、環境等に配慮した商品を選択して購入するという概念がほとんどない生徒が多かった。エシカル消費についての知識を深めていくことで、身近な商品が地域に貢献している産品だったり、何気なく手に取った商品が寄付付きの商品だったりすることを改めて知り、エシカル消費がより身近に感じられるようになった。

図5の生徒Aは、食品店へ就職するための実習で、陳列棚の商品を手前から取ることの重要性を感じていた。食品ロスを削減することは、エシカル消費につながることであり、身をもって感じた経験となった。

さらに、図6の生徒Bは、日頃から給食の残飯の量が多いことを気にしていた。日頃から「もったいない」と感じて行っていた行動が、エシカル消費につながっているのだと改めて実感しており、今後の消費行動を考えるきっかけとなった。



図5 自分にできるエシカル消費をまとめた生徒A



図6 自分にできるエシカル消費をまとめた生徒B

5 生徒の感想

実践的授業の事後学習では、図7の生徒Cのように「クレジットカードではなく現金で支払う」ことや、「はっきりと断る」など、消費者トラブルに遭わないための方法を理解したことが分かった。また、図8の生徒Dも同様に、「分からないまま契約しない」ことや、「慎重に商品の購入をする」とまとめ、実践的授業を振り返ることができた。

消費者トラブルにあわないようにするためにできること

- ・クレジットカードではなく現金で支払う。
- ・契約して欲しい人が来たら、はっきり断る。
- ・家族や友人に相談すると言ってその場から立ち去る。
- ・曖昧な返事はしない ❌

生徒 C

図7 生徒Cによるまとめ

消費トラブルにあわない為に出来る事

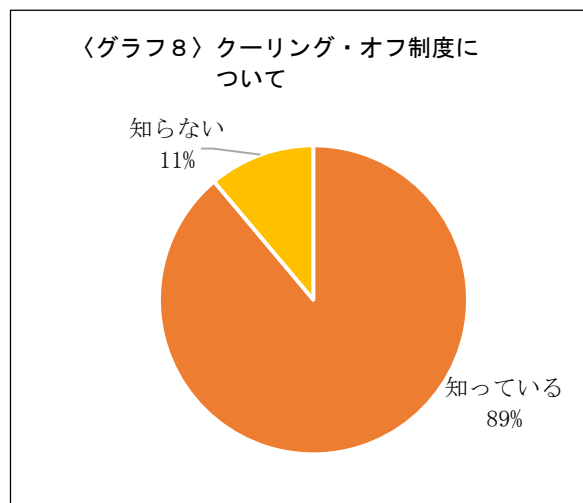
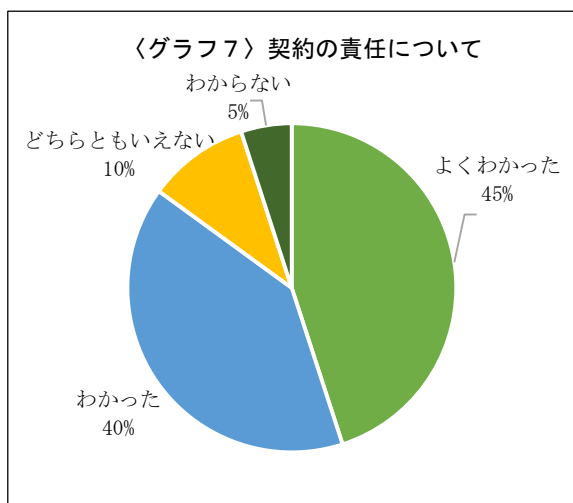
生徒 D

- ・分からないことはやらないこと
- ・返品ができないからサイズに気をつけて購入すること
- ・借金は危ないから現金で支払うこと

図8 生徒Dによるまとめ

実践的授業を行った後のアンケート結果から、成人年齢が引き下げられたことによって生じる責任について「よくわかった」、「わかった」が8割以上となった（グラフ7）。「成人になりたてだと、詐欺に狙われやすいことを知った」、「17歳までは法律で守られていたけど、18歳からは自分の身は自分で守るため、責任をもたなければいけないと思った」など、契約を結ぶことの重みと、未成年者取消が有効ではなくなることで、契約解除ができなくなる点について理解していることが分かった。

また、アンケート結果から、約9割の生徒がクーリング・オフ制度についての理解が深まった（グラフ8）。「インターネットでの買い物は、返品ができないため、サイズに気を付けて購入していこうと思った。」、「約束と契約の違いは、厳守できなかったときの代償の違いが大きい」などの感想があり、商品を購入する際には、よく検討し、慎重な判断が必要になることを理解していた。さらに、契約の取り消しができる状況や、契約解除の方法について理解していることも分かった。

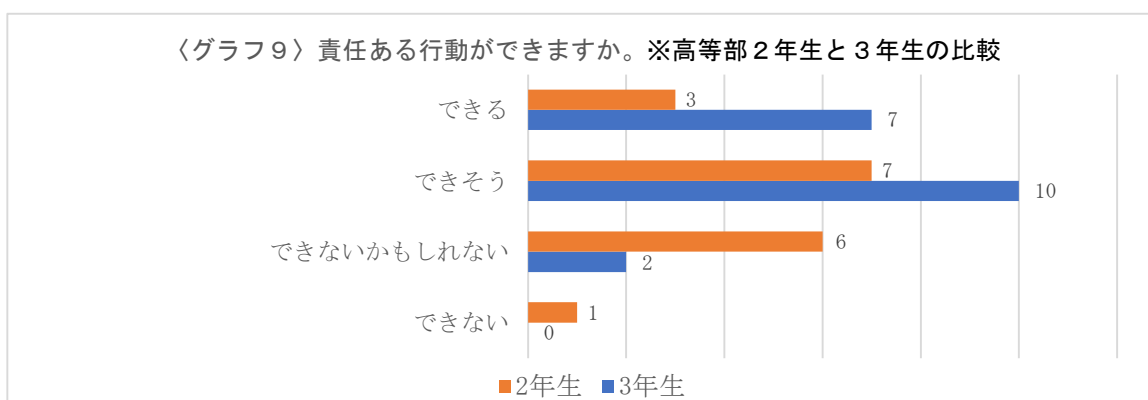


6 成果

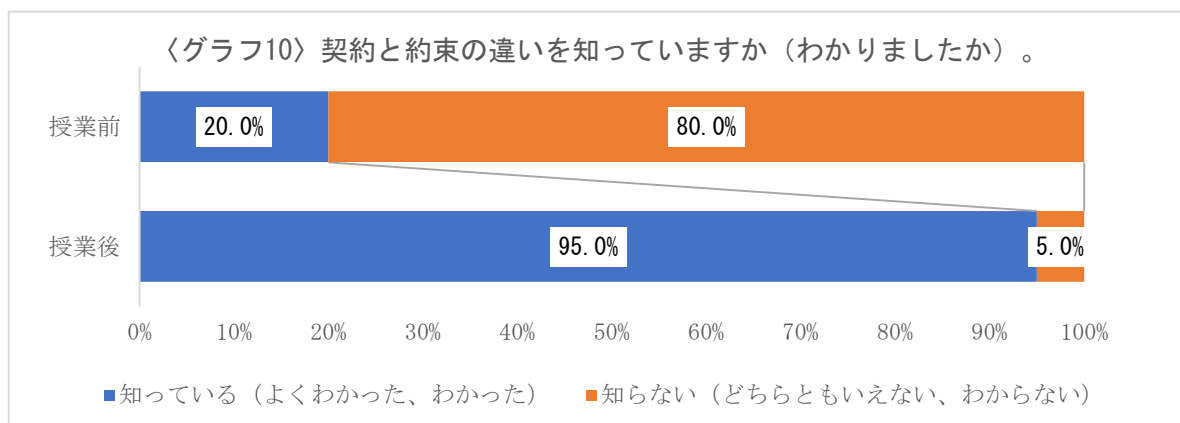
グラフ9のアンケート結果は、高等部3年生と2年生の比較を示したグラフである。高等部2年生にも同様のアンケートを実施した。

責任ある消費行動ができるかとの問いに対して、高等部3年生の約9割の生徒が「できる」及び「できそう」と回答し、契約の制度について難しさを感じつつも、在学中に成人を迎える生徒が大半を占めることと、継続的に消費生活に関する学習を深めたことで、今後の生活に生かそうと、責任ある消費行動を前向きに捉える姿が見られた。

また、高等部2年生は、「できる」及び「できそう」と回答した生徒が約6割に留まり、「できないかもしれない」、「できない」と回答した生徒は約4割であった。以上のことから、高等部2年生の生徒が進級して、成人を迎える高等部3年生になっても引き続き、消費生活に関する学習を行う意義を強く感じた。



また、授業前後に実施したアンケートの結果から、契約と約束の違いについて、授業前では「知らない」と回答する生徒が8割であり、契約を交わす意味を理解していないことが分かったが、授業後には「わかった」と回答する生徒が9割に上り、契約の理解と認知につながった(グラフ10)。



7 今後の課題とまとめ

本校では、卒業生同士による消費者トラブルを抱える卒業生の存在があり、被害者の生徒に至っては、残された借金を日々返済することに追われ、消費者トラブルを機に、卒業後の未来ある生活が崩壊してしまう事態となった。こうした経験もあって、消費者トラブルの加害、被害者にならないための授業を展開した。

消費者教育の実践により、トラブルの回避方法を身に付けることで、消費者トラブルに遭遇した際に、被害を最小限に抑えられると考える。また、消費生活の基礎知識をさらに深め、エンカル消費についての考え方や概念についても触れたことは、生徒たちに消費者としての自覚を持たせ、これから羽ばたいていく未来に欠かすことのできない考え方になると考える。

本研究を通して、生徒たちは日常的に行われる消費活動をより身近な問題と捉えられるようになった。社会の一員として、一人の消費者として、社会の仕組みを知り、柔軟に対応できる力や、社会におけるあらゆる困難な状況を生き抜く力の育成が重要になると痛感した。問題回避力や困ったときに声を上げる方法を在学中に身に付け、輝かしい未来への一歩が踏み出せるよう、今後も継続して消費者教育に取り組んでいきたい。